

1.埋め立てた廃棄物の種類及び数量

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五の二第1項第四号イに規定する項目

	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
不燃ごみ	t	0	0	0	0								
側溝汚泥	t	0	0	0	0								

2.擁壁点検

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五の二第1項第四号ロに規定する項目

点検年月日	4/30	7/31		
擁壁・調整池点検	異常なし	異常なし		
措置を講じた日	—	—		
措置の内容	—	—		

3.遮水工点検

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五の二第1項第四号ハに規定する項目

点検年月日	4/30	7/31		
遮水工点検	異常なし	異常なし		
措置を講じた日	—	—		
措置の内容	—	—		

4.水質悪化に対する措置

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五の二第1項第四号ホに規定する項目

措置を講じた日	
措置の内容	

5.調整池点検

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五の二第1項第四号ヘに規定する項目

点検年月日	4/30	7/31		
遮水工点検	異常なし	異常なし		
措置を講じた日	—	—		
措置の内容	—	—		

6.浸出液処理設備点検

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五の二第1項第四号トに規定する項目

点検年月日	4/30	5/31	6/30	7/31							
遮水工点検	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし							
措置を講じた日	—	—	—	—							
措置の内容	—	—	—	—							

7.残余の埋立容量

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五の二第1項第四号リに規定する項目

測定年月日	単位	4/1
残余埋立容量	m ³	554万

8.処理水水質

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五の二第1項第四号ニに規定する項目

月1回測定している項目

試料採取日	4/17	5/8	6/12	7/10								基準値
結果の得られた日	5/10	6/11	6/28	7/26								
水素イオン濃度 (水素指数)	7.4	7.6	7.8	7.6								5.8以上8.6以下
生物化学的酸素要求量 (mg/L)	1.2	0.5	0.8	1.9								60以下
化学的酸素要求量 (mg/L)	1	1.2	2.6	3.8								
浮遊物質 (mg/L)	<1	1	<1	1								60以下
窒素含有量 (mg/L)	0.68	0.79	0.3	0.32								120(日平均60)以下

年1回測定している項目

試料採取日	結果の得られた日	項目	測定結果	基準値
5/8	6/11	アルキル水銀化合物 (mg/L)	不検出	検出されないこと
		水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (mg/L)	0.0005未満	0.005以下
		カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.002未満	0.03以下
		鉛又はその化合物 (mg/L)	0.01未満	0.1以下
		有機燐化合物 (mg/L)	0.005未満	1以下
		六価クロム化合物 (mg/L)	0.02未満	0.5以下
		砒素及びその化合物 (mg/L)	0.005未満	0.1以下
		シアン化合物 (mg/L)	0.1未満	1以下
		ポリ塩化ビフェニル (mg/L)	0.0005未満	0.003以下
		トリクロロエチレン (mg/L)	0.003未満	0.1以下
		テトラクロロエチレン (mg/L)	0.001未満	0.1以下
		ジクロロメタン (mg/L)	0.002未満	0.2以下
		四塩化炭素 (mg/L)	0.0002未満	0.02以下
		一・二-ジクロロエタン (mg/L)	0.0004未満	0.04以下
		一・一-ジクロロエチレン (mg/L)	0.002未満	1以下
		シス-一・二-ジクロロエチレン (mg/L)	0.004未満	0.4以下
		一・一・一-トリクロロエタン (mg/L)	0.1未満	3以下
		一・一・二-トリクロロエタン (mg/L)	0.0006未満	0.06以下
		一・三-ジクロロプロペン (mg/L)	0.0002未満	0.02以下
		チウラム (mg/L)	0.0006未満	0.06以下
		シマジン (mg/L)	0.0003未満	0.03以下
		チオベンカルブ (mg/L)	0.002未満	0.2以下
		ベンゼン (mg/L)	0.001未満	0.1以下
		セレン及びその化合物 (mg/L)	0.001未満	0.1以下
		一・四-ジオキサン (mg/L)	0.005未満	0.5以下
		ほう素及びその化合物 (mg/L)	0.64	50以下
		ふっ素及びその化合物 (mg/L)	0.1未満	15以下
		アンモニア、亜硝酸化合物及び硝酸化合物※ (mg/L)	0.4	200以下
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	0.5未満	鉱油5以下、動植物油30以下
		フェノール類含有量 (mg/L)	0.01未満	5以下
		銅含有量 (mg/L)	0.01未満	3以下
		亜鉛含有量 (mg/L)	0.1未満	2以下
溶解性鉄含有量 (mg/L)	0.33	10以下		
溶解性マンガン含有量 (mg/L)	0.01未満	10以下		
クロム含有量 (mg/L)	0.02未満	2以下		
大腸菌群数 (個/mL)	30未満	日平均3000以下		
燐含有量 (mg/L)	0.01未満	16(日平均8)以下		
ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)		10以下		

※ アンモニア性窒素に0.4を乗じたものと亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

9.周縁地下水の水質

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五の二第1項第四号二に規定する項目

月1回測定している項目

井戸A

試料採取日	4/17	5/8	6/12	7/10							
結果の得られた日	5/10	6/11	6/28	7/26							
水素イオン濃度 (水素指数)	6.6	6.7	6.7	6.4							
塩化物イオン濃度 (mg/L)	4	4	4	4							
電気伝導率 (mg/L)	0.050	0.078	0.059	0.041							

井戸B

試料採取日	4/17	5/8	6/12	7/10							
結果の得られた日	5/10	6/11	6/28	7/26							
水素イオン濃度 (水素指数)	7.7	7.8	7.8	7.9							
塩化物イオン濃度 (mg/L)	11	8	9	9							
電気伝導率 (mg/L)	0.19	0.19	0.20	0.19							

年1回測定している項目

試料採取日	結果の得られた日		井戸A	井戸B	地下水環境基準
5/8	6/11	アルキル水銀化合物 (mg/L)	不検出	不検出	検出されないこと
		総水銀 (mg/L)	0.0005未満	0.0005未満	0.0005以下
		カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.001未満	0.001未満	0.003以下
		鉛又はその化合物 (mg/L)	0.001	0.001未満	0.01以下
		六価クロム化合物 (mg/L)	0.005未満	0.005未満	0.05以下
		砒素及びその化合物 (mg/L)	0.001未満	0.008	0.01以下
		全シアン (mg/L)	不検出	不検出	検出されないこと
		ポリ塩化ビフェニル (mg/L)	不検出	不検出	検出されないこと
		トリクロロエチレン (mg/L)	0.001未満	0.001未満	0.01以下
		テトラクロロエチレン (mg/L)	0.0005未満	0.0005未満	0.01以下
		ジクロロメタン (mg/L)	0.002未満	0.002未満	0.02以下
		四塩化炭素 (mg/L)	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下
		一・二-ジクロロエタン (mg/L)	0.0004未満	0.0004未満	0.004以下
		一・一-ジクロロエチレン (mg/L)	0.002未満	0.002未満	0.1以下
		一・二-ジクロロエチレン (mg/L)	0.004未満	0.004未満	0.04以下
		一・一・一-トリクロロエタン (mg/L)	0.0005未満	0.0005未満	1以下
		一・一・二-トリクロロエタン (mg/L)	0.0006未満	0.0006未満	0.006以下
		一・三-ジクロロプロペン (mg/L)	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下
		チウラム (mg/L)	0.0006未満	0.0006未満	0.006以下
		シマジン (mg/L)	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下
		チオベンカルブ (mg/L)	0.002未満	0.002未満	0.02以下
		ベンゼン (mg/L)	0.001未満	0.001未満	0.01以下
		セレン及びその化合物 (mg/L)	0.001未満	0.001未満	0.01以下
一・四-ジオキサン (mg/L)	0.005未満	0.005未満	0.05以下		
クロロエチレン(塩化ビニルモノマー) (mg/L)	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下		
		ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)			1以下